

中小・小規模企業における個人保証について

平成25年3月14日
全国商工会連合会
理事 関戸 昌邦

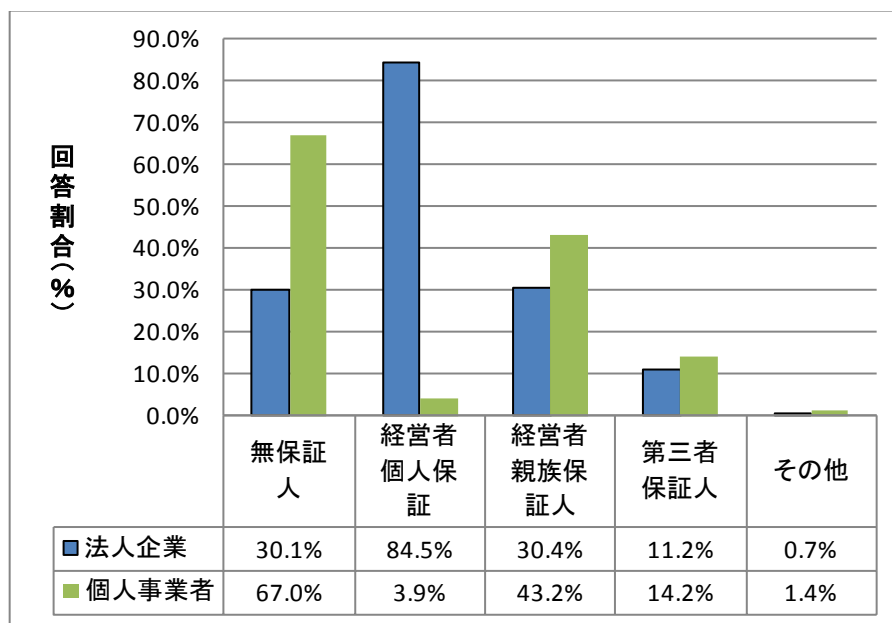
中小・小規模企業における保証人状況の実態

全国連の調査結果（※）によると・・・

- 法人・個人を問わず、第三者保証人が必要となる割合は回答企業の約1割。
- 法人においては、8割超が経営者保証人を提供。

＜融資実行時における保証人状況＞ 【複数回答】

	法人企業		個人事業者	
	数	割合	数	割合
無保証人	456	30.1%	707	67.0%
経営者個人保証	1,280	84.5%	41	3.9%
経営者親族保証人	461	30.4%	456	43.2%
第三者保証人	169	11.2%	150	14.2%
その他	11	0.7%	15	1.4%
	(n= 1,515)		(n= 1,056)	



※中小・小規模企業の資金繰り実態調査の概要

調査時点：平成24年9月20日～10月19日

調査対象：全国の商工会地域内の中小・小規模事業者

実施方法：商工会の経営指導員が直接、経営者と面接してヒアリング調査を実施

回答企業数：2,632社（回答企業の95%が従業員数「20人以下」）

<入口論> 借入時点における個人保証について

現状及び問題点

- 借入の際、経営者保証以外に選択肢がない。
- 事業者にとって「停止条件付保証契約」（非財務コベナンツ）が有用であるが、金融機関側のコスト等の問題があり、取扱金融機関が少ない。

意見

- **事業者の需要に応じた経営者保証以外のメニューを増やすべき**
- **個人保証に変わる代替策は「停止条件付保証」（非財務コベナンツ）**
- **金融機関のコスト増加については、商工会などの既存の中小企業支援機関を活用して対応。**

<出口論> 再生局面における経営者保証について

現状及び問題点

- 個人保証の私的整理に係るガイドラインがないため、借入先が複数の場合、金融機関ごとに再生可能性に対する判断が異なる。
- 企業再生の場合、経営者自体が大きな経営資源となっている。

意見

個人保証債務に係る私的整理ガイドラインが必要。その際、次の点を考慮。

- **事業者が私的整理の「手を上げやすい」仕組みづくり**
(例：私的整理後も手元にセーフティネットを超える金額を残す。自宅を残す。)
- **小規模企業においては、経営者の交代を前提としない**
- **金融機関ごとに再生可能性に対する判断が異なることの無いよう、ガイドラインの基準は数値を用いるなど具体的なものとするべき**